

I C T 活用工事（付帯構造物設置工）実施要領

（趣旨）

第1条 今後、生産年齢人口の減少が予想される中、建設現場における生産性向上は避けられない課題となっている。企業の経営環境を改善し、建設現場に携わる人の賃金水準の向上を図るとともに、安全性の確保を推進していく必要がある。

そこで、埼玉県国土整備部発注工事において、情報通信技術（I C T）の全面的な活用の推進を実施するものである。

この要領は、埼玉県国土整備部が発注する建設工事において、「付帯構造物設置工における I C T の全面的な活用」（以下、「I C T 活用工事（付帯構造物設置工）」という。）を実施するために必要な事項を定めたものである。

（対象とする工事）

第2条 I C T 活用工事（付帯構造物設置工）は I C T 土工等の関連工事として実施するものとし、次の工種を含む全ての発注工事を対象とする。

- ・コンクリートブロック工
- ・緑化ブロック工
- ・石積（張）工
- ・側溝工
- ・管渠工
- ・暗渠工
- ・縁石工
- ・基礎工
- ・コンクリート被覆工
- ・護岸付属物工

（I C T 活用工事（付帯構造物設置工））

第3条 I C T 活用工事（付帯構造物設置工）とは、以下に示す施工プロセスの段階において I C T を活用する工事とする。

【施工プロセスの各段階】

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、次の1)～7)から選択（複数選択可）して測量を行う。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量もできるものとする。

なお、I C T 土工等の起工測量データ等を活用することができるものと

する。

「埼玉県G I S（地理情報システム）」において、工事の対象範囲の3次元点群データが公表されている場合、積極的に活用を検討するものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) T S等光波方式を用いた起工測量
- 6) T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) R T K-G N S Sを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

発注図書や①で計測した測量データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、3次元設計データはT I N形式での作成は必須としない。

③ I C T建設機械による施工

該当なし。（従来工法による施工とする）

④ 3次元出来形管理等の施工管理

(1) 出来形管理

③により施工された工事完成物について、次の1)～7)から選択（複数選択可）して、出来形管理を行う。

また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) T S等光波方式を用いた出来形管理
- 6) T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) R T K-G N S Sを用いた出来形管理

(2) 出来形管理基準および規格値

現行の基準および規格値を用いる。

⑤ 3次元データの納品

①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

（施工範囲）

第4条 具体的な工事内容および対象範囲は発注者と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

(発注方式)

第5条 ICT活用工事（付帯構造物設置工）は単独での発注は行わない。
なお、受注者からの希望により実施するものとする。

(工事費の積算)

第6条 発注に当たっての積算は、ICTによらない従来の積算基準によるものとする。

- 2 受注者は、ICT活用工事（付帯構造物設置工）の実施を希望する場合、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行うものとする。
- 3 発注者が協議内容に同意し施工を指示することにより、受注者は、ICT活用工事（付帯構造物設置工）を実施することができるものとする。
- 4 発注者は、ICT活用工事（付帯構造物設置工）の実施を指示した場合、積算要領*のICTに対応した積算基準に基づき設計変更するものとする。

*国土交通省 HP「要領関係等（ICTの全面的な活用）」に記載の最新の積算要領を準用する。

【https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html】

(基 準)

第7条 ICT活用工事（付帯構造物設置工）の実施にあたっては、国土交通省が定めた要領及び基準を準用するものとする。準用する要領及び基準については、別途定める。

(工事完成図書の納品)

第8条 工事完成図書の納品にあたっては、「埼玉県電子納品運用ガイドライン」に基づくもののほか、次のとおりとする。

- ① 電子成果品のフォルダ構成については、電子媒体のルート直下に「ICON」フォルダを置く。
- ② 「ICON」フォルダには、ICT活用工事（付帯構造物設置工）に係る電子データファイルを関連する要領及び基準等に従い格納する。

(ICT機器類及び貸与品)

第9条 第3条の施工のために使用するICT機器類は、受注者が調達するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に発注者と協議するものとする。

- 2 発注者は、3次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与するものとする。また、ICT活用工事（付帯構造物設置工）を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成

した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

(調査への協力)

第10条 発注者がＩＣＴ活用工事（付帯構造物設置工）に係るアンケート調査を実施する場合は、受注者は発注者に協力するものとする。

附 則

この要領は、令和3年 2月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年 2月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年 7月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月 1日から施行する。